

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の概要

改正の内容

(1)適格機関投資家の範囲の拡大

資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社のうち、当該特定目的会社が内閣総理大臣に対して提出した資産流動化計画に記載された特定資産に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上である場合において、金融庁長官に対して適格機関投資家の届出を行った者を適格機関投資家に追加することとする。

(2)その他

その他、所要の改正を行う。